(2)　次のイ及びロに該当する保険薬局であること。
イ　特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が八割五分を超えること。
ロ　保険医療機関と同一の敷地内又は建物内に所在すること。
六　薬剤調製料の注２に規定する無菌製剤処理加算の施設基準
(1)　薬局であること。
(2)　無菌製剤処理を行うにつき十分な施設又は設備を有していること。
(3)　無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
六の二　薬剤調製料の注４に規定する厚生労働大臣が定める時間
当該地域において一般の保険薬局がおおむね調剤応需の態勢を解除した後、翌日に調剤応需の態勢を再開するまでの時間（深夜を除く。）
七　薬剤調製料の注６ただし書に規定する薬剤
使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に収載されている薬剤と同一規格を有する薬剤（ただし、当該医薬品の供給状況により、調剤時に必要な数量が確保できないものを除く。）
八・九　削除
九の二　調剤管理料の注３及び注４に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局
適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局であること。
九の二の二　調剤管理料の注３のイ及び注４のイに規定する患者
(1)　在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料を算定している患者
(2)　在宅患者緊急時等共同指導料を算定している患者
(3)　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に規定する居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合に限り、注２に規定する場合を除く。）を算定している患者
(4)　指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の４に規定する介護予防居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合に限り、注２に規定する場合を除く。）を算定している患者
十　服薬管理指導料の注１に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局
(1)　十の二に掲げる薬剤師が配置されていること。
(2)　必要な指導等を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十の二　服薬管理指導料の注１に規定する厚生労働大臣が定める保険薬剤師
必要な指導等を行うにつき十分な経験等を有する保険薬剤師
十の三　服薬管理指導料の注４に規定する厚生労働大臣が定める患者
次のいずれかに該当する患者
(1)　介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設若しくは同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設に入所中の患者又は同条第九項に規定する短期入所生活介護若しくは同法第八条の二第七項に規定する介護予防短期入所生活介護のサービスを受けている患者
(2)　介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院に入所中の患者であって、医師が高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第四号ハに係る処方箋を交付したもの
十の四　服薬管理指導料の注７に規定する医薬品
別表第三の三に掲げる医薬品
十の五　特定薬剤管理指導加算２の施設基準
当該管理及び指導等を行うにつき必要な体制が整備されていること。
十の六　服薬管理指導料の注８に規定する厚生労働大臣が定める患者
次のいずれにも該当する患者であること。
(1)　医科点数表区分番号Ｂ００１－２－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料の注８に規定する連携充実加算を届け出ている保険医療機関において、化学療法（抗悪性腫瘍剤が注射されている場合に限る。）及び必要な指導が行われている悪性腫瘍の患者
(2)　当該保険薬局において、悪性腫瘍の治療に係る薬剤の調剤を受ける患者
十の七　服薬管理指導料の注17に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局
適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局であること。
十一及び十一の二　削除
十一の三　調剤後薬剤管理指導料に規定する厚生労働大臣が定めるもの
次のいずれかに該当するものであること。
(1)　新たに糖尿病用剤が処方されたもの
(2)　糖尿病用剤に係る投薬内容の変更が行われたもの
十一の四　在宅患者訪問薬剤管理指導料の注３、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の注３及び在宅患者緊急時等共同指導料の注３に規定する在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算の施設基準
(1)　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第三条の規定による麻薬小売業者の免許を受けていること。
(2)　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第三十九条第一項の規定による高度管理医療機器の販売業の許可を受けていること。
十一の五　在宅患者訪問薬剤管理指導料の注６、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の注６及び在宅患者緊急時等共同指導料の注６に規定する在宅中心静脈栄養法加算の施設基準
医薬品医療機器等法第三十九条第一項の規定による高度管理医療機器の販売業の許可を受けている又は医薬品医療機器等法第三十九条の三第一項の規定による管理医療機器の販売業の届出を行っていること。
十二　退院時共同指導料の注ただし書に規定する疾病等の患者
別表第三の一の三に掲げる患者
十三　削除
十四　在宅移行初期管理料に規定する費用
(1)　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の５に規定する居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合であって、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の５の注１に規定する単一建物居住者が一人の場合に限り、注２に規定する場合を除く。）
(2)　指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の４に規定する介護予防居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合であって、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の４の注１に規定する単一建物居住者が一人の場合に限り、注２に規定する場合を除く。）